社說

臺灣總督の地位權限

臺灣統治の實を擧げんとするには我輩の屢ば論じたる如く當局に人物を得て充分責任を盡さしむるの外ある可らず而して其人を得るの方法は如何と云ふに現在の制度を改めて文武の區別に拘はらず廣く才能を求むるの自由を開くこと肝要なれども更らに我輩の所見を以てすれば單に文武の制を廢するも總督の地位權限を今日の儘にして適當の人物を得るは實際覺束なきが故に大に擴張して充分に手腕を奮ふ可き自由を與ふるの必要を認むるものなり現制度に於て臺灣總督の權限は敢て狹きに非ずと雖も中央政府との關係は拓殖務省を介し同大臣の監督を受けて諸般の政務を行ふものなるが故に外より見れば責任の歸する所、大臣に在るか將た總督に在るか分明を缺くの觀なきに非ず思ふに實際の事を處するに當り當局者に於ても此邊の嫌を免れざるみとなる可し我輩は曾て總督府の組織未定の當時に其權限を大にするの必要を論じて臺灣の當局は其任甚だ重くして軍隊、外交、租税、法律の如き委任の權內に於て自由に處理する其中にも諸般の關係自から內地と殊にして恰も一個の獨立國たる姿を成すに非ざれば實效を望む可らず左れば總督には充分の權限を與へ一切の事を處理せしめて毫も拘束を加ふることなく若しも萬一その當局者が異志を挾むこともあらんには本國に對して獨立し得る程の實力なかる可らず云々の議を述べたることあり要するに適當の人物を得るには地位權限を大にして之に委任するこそ第一なるに目下の實際を見れば其地位は大臣の監督を受けて權限充分なりとは云ふ可らず而して財政の局面は如何と云ふに何人が局に當るも難局に相違なくして多少の失策は免かる可らず其失策は當局の責任にして之が爲めに非難を受るは覺悟の前なりとするも自から主義經綸はありながら他の監督の下に思ふ存分の力を奮ふこと能はずして然かも失策の非難は自から引受けざる可らずとありては何人も好んで局に當るものはある可らず或は俸給の豐ならざる又健康の爲めに可ならざるが如きは苟も國家の爲めに大に力を伸ばすの望あらんには固より掛念す可きに非ざれども本來一身の苦樂安危を顧みざるは他に榮譽功名の大に欲する所のものあるが爲めなるに然るに實際には兩者共に毫も得る所なくして單に非難攻擊の衝に當るのみなりと云ふ斯る地位を揭げて適當の人物を招がんとす誰れか進んで應ずるものあらんや左れば當局に人を得て統治の實を擧げんとするには現制の如き文武の區別を止むるは勿論、更らに一歩を進め總督の地位を高めて國務大臣同樣、親しく內閣に列せしめ臺灣の統治に就ては一切の權限を委任して以て天皇に直隷せしむ可し其地位權限斯くの如くにして毫も掣肘する所なきに至らば自から主義經綸を行はんとするの抱負あるものは自から進んで其局に當ることゝ爲り適當の人物を得るに難からざる可し若しも今日の儘に付するときは容易に人を得ざるのみか或は其人を得るも事の實效は到底見る可らず政府にして果して臺灣の事に重きを置かんには此種の決斷は甚だ容易なる可し我輩の特に望む所なり

○對布哇談判第四回訓令

豫て報道せしが如く一昨九日外務省より嶋村公使に向て移住民拒絕事件に關する第四回の訓令を發送したる由なれば右は昨日正午橫濱出帆のゲーリック號にて遠からず在布哇嶋村公使の許に到達するならん而して今回の訓令は移住民上陸拒絕の不當なる事、大審院告訴棄却の不法なる事等に關して是迄訓令したる事項の外、更らに其後に取調べたる事柄を詳細に言ひ含めたるものゝ由にて要するに今後會見の談判に於て布哇政府が條約及び先例等に違反したる次第を我より論爭する場合に際し我の地歩を一層正確ならしめんが爲めに重ねて明所の論據を供給したるに過ぎずと云ふ斯て第二期即ち損害要償の談判に移るは是迄合四回に分送されたる訓令を奉じて我嶋村公使が布哇政府を論服せしめたる後の事なるが故に被拒絕者各個人の損害額等は既に調査濟のものなきに非ざれども是等第二次の談判事項に關しては未だ委細の訓令を發するの塲合に至らざるよし

○子爵議員選擧競爭

子爵議員選擧競爭は愈々其熱度を高め其間には甲誹乙謗社會の上流に立つ可き人の所爲とも思はれぬ事なきに非ず畢竟華族と總稱するものゝ多くは他人の入れ智慧にて進退するのみながら無聊に苦める御前連中には何か機會あらば人中へ出て少し肩身を張て見んと考ふるもあらん又一派の華族には何卒當選して七年の惠雨に浴せんと思ふもあらん固より千差萬別なれども中に就て牛は牛連れ馬は馬連れ夫れ相應の相手を作り

尙友會　と稱する一派は其組織を廿五年七月に發し所謂研究會の根城として貴族院內に一致の運動を爲し來りたり偖本年は議院の改選期に當りたれば之を機會として尙友會は貴族院に勢力を占めんことを圖り被選者七十名を成るべく多く其會員より出たさんと務めたれども眞逆に七十名を殘らず尙友會員より出すとも言ひ得ずして四十五名丈けを尙友會より出だし其餘を他より選擧せば折合ひも宜しからんと是に於て交渉を他に試むることゝなり先づ

懇話會　員に持込みたるに同會員も協議の末其交渉に應じて結局尙友會より二十八懇話會の方より廿四人丈けは双方の合意にて四十四名は折合ひ着きたれども殘る二十六名は未だ決定せざりしが玆に

別旗織　を樹つるものあり田中不二麿、福岡孝悌、榎本武揚三子の連名にて豫選人名簿と云ふを配付したり然るに此豫選人名簿配付の事は曾て關知せずと矢張り三氏の名を以て取消的の書簡を配付したるものあり三氏は却て此取消的書簡など其知らざる所なれと斷言したりとかにて取消書簡を發したるものは何人ぞといふ詮議問題迄に湧き右の書面は定めて尙友會員の僞造なる可しと囂々する者あり誠に淺ましき有樣なり

○大隈農商務大臣の演說

農商務省の地方官會議に於ける大隈大臣の演說の要旨は前號に記したるが昨日農商務省所管に屬する分の速記を公にしたるを以て左に之を揭ぐ

今日は漁業法領海に於ける地方行政管轄區域に關する產業組合法農會法と云ふやうな法律を提出する必要を感じまして成案が出來ましたから皆さんに御諮問致します

夫に先て農工商と農商務省の行政に就て私の大體の方針を述べることが必要と思ひまする御承知の通り私は就職以來まだ日が淺い故に細かな事は之を他日に讓りまして爰には目下最も必要と感じましたる大體の方針を述べうと思ひまする御承知の通り此農商務省は明治十四年先の內務卿大藏卿當時伊藤侯爵は內務卿で私は當時大藏卿でありました其時分に槪ね農工商の事は內務省大藏省或は工部省と云ふものに分れて隨分の事はまだ明治維新後時が經過せず廢藩置縣の後を承けまして凡て農工商の事業は重に政府の干渉者は誘導監督甚しきに至りては政府自ら農工商の事業を營むと云ふ有樣でありました所が次第に農工商の事業も進歩するに從て人民も追々幼稚の域を脫し之と共に政府が自ら仕事をなし保護干渉に過ると云ふことは最早時勢に適當しないのみでなく甚しきに至りては却て害があると云ふ所より終に之を集めて一省を置き成る可く放任の主義を取て農商工高等會議を起して成るべく此農工商の意思を取り而して後に農工商に關する行政を行つたらう宜からうと云ふので內務、大藏兩省協議して建議を致しました其建議が御採用に成つて始めて農商務省が分れたのである

其以來農商務省の方針は不幸にも度々大臣が交迭されて或は時勢の變遷も其間にありますれば或は干渉或は自由放任若くは海外貿易を主として直輸出を獎勵し或は輸入を防ぐ等隨分其間に於ては種々の變化を成しまして或は一定の方針が在つたかも知れませむ隨分基礎は動搖したるやうに思はれまする然るに段々に時勢は進歩して參りまして余程此農商工と云ふものは變更しまして勿論昔て保護干渉或は政府自ら爲した事業の如きも或は他の一部に向ては多少の害を殘したかも知れぬが當時播たる所の種は遂に段々芽を出しまして或は段々成長して多少收穫を得ると云ふやうな有樣に成て參りまして隨分農業に於ても工業に於ても政事に於ても大に進歩したと思ひまする又一體に國の進運に伴ひまして成程昔は幼稚にて居りましたる所の農工商業者も今日は相當に發達をして居りました古來農工商の行政に付ては區々の議論に分れまして或は干渉に偏し或は自由放任に偏しまして此異論と云ふものは双方一利一害がありまして凡そ物が一方に偏しまするど其弊は極端に奔る隨分干渉の弊も甚しいが或は自由の極端も一層其度を誤れば干渉の弊に讓らぬのである故に自由干渉は其塲合に於て相伸縮して行かなければならぬと思ひます今日本邦の時勢と云ふものは槪ね一變致しまして維新の始めには申す迄もなく封建の制度を破りまするとと共に士農工商も階級を壞し從て當時凡てのものに對し自由放任の主義を取つたのである封建の時には土地の賣買より耕作に至るまで制限されて居りまして田を畑にし畑を田にするのも甚だ六ケしい或は田畑を宅地にするのも中々六ケ敷ものであつた所が追々に土地の所有權土地の使用權も全く自由になりて夫から商賣に於ても種々の制限が在て隨分一部の人に特權を與へてあつた所が之も全く自由放任の主義によりて營業も自由にして少しも檢束する所なく其他總て此封建制度の階級から起る所の種々の制限若くば種々の特典と云ふものは悉く廢されて從て四民同等士農工商と云ふものは隨意に事業を營むことが出來元の士族が商賣を仕やうが或は百姓をやらうとも自由である工商も自由である從來は全く檢束されて居たものが封建制度の破滅と同時に總の制限總の特典は悉く開放されて全く自由競爭に放任すると云ふことになりました夫から此法律制度も度々改正し今日は最も進歩したるものを採用し居ることゝなりました昔の法律は家に及んで居つた一家族の內に惡いものがあると云ふと惹て其家族に及ぼし甚しきには其親族にまで及んだものであるのに今日は刑は一個人に止つて他に及ばない法律の咽には四民平等法律の前には貴族も平民も百姓も少しも區別がないと云ふことになつたのである夫から此運輸交通の機關と云ふものが勃然として發達し通信の自由、交通の自由即ち電信、郵便、鐵道若くは汽船の如き非常なる長足進歩を以て自由に通信交通の出來得ることになつた夫から此教育の制度に於ても元は一種の漢學即ち支那流の學校がありましたけれども此は多くは士族の學ぶ所にして平民と云ふものは充分に教育を受けず先づ寺小屋位で夫も階い所は商賣往來位に止まつて居りましたのでありますが始めて教育制度を布きまして而して一般に普通教育を强制し全國學ばざるものなしと云ふの主義を取りました夫から元とは士族の特有に歸して居りましたる智識と云ふものは全國民に分配さるることになりました夫から陸海軍或は警察等も封建制度の時には或部の士族

を保護するものにてあ
云ふの主義で即ち專ら
して一地方若くは一種
分の權力を振ふが爲め
同樣である其は或る權
る時代もありましたが
保つ爲めに用ひらるゝ
皆平等に公平なる管轄
どうも明治の恩惠明治
きものである乃ち以て
て來たのである
夫で先づ是迄變遷の大
て先ず或事業或一部に
事をなすと云ふをがあ
云ふことに就て異論あ
運と世界の大勢上から
由主義を土臺に貿かね
はぬのであります夫か
て全く此農商務省の大
も極端に奔ると云ふど
分其塲合に依つては干
は云はれぬ故に可成自
であるけれ共或は時と
をもしなければならぬ
義を自由に取て或塲合
ると云ふ方針を取て而
るものは隨分注意しな
非常の弊害を生ずる恐
くてはならぬ夫で今日
きましても甚敷人民の
支があると云ふものが
正を行ひ夫から請願、
に且敏活にして行かね
々今日は古と違て事々
當て題何が停滯すると
年か一年後れば最早止
ある質に鉄便の世の中
は汽車となり帆前船は
力も此二十年間に於て
政の事務が敏活の働を
す事甚しきことゝ思ふ
事であろふ決して法律
るべく須とか伺とか云
を避け簡に付き成るべ
神と以て住くやうこ致

○各地蠶

●上簇の模樣●　岡山市內山下町　目下四眠
せしもあれども先づ
●收繭高(昨年との比較)
ん
●新繭相塲(同上)　初取
豫想なり
●製絲一個に對する工費
●上簇の模樣●神奈川縣足柄郡　頗る宜し
●收繭高(昨年との比較)
す
●新繭相塲(同上)　一
五圓九六十錢
●製絲一個に對する工費
其他　本年は上簇の際
澤亦美なれども絲目頗
●上簇の模樣●靜岡縣濱名郡中　去月二十
●收繭高(昨年との比較)
●新繭相塲(同上)　初相
追々下落せり
●製絲一個に對する工費
り一割乃至一割五分位
其他　製絲家は昨年の
し